



2025年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社ライズ・コンサルティング・  
グループ  
代表者名 代表取締役社長 北村俊樹  
(コード番号：9168 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役CFO 進藤基浩  
(TEL. 03-6441-2022)

## 執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年5月20日開催の取締役会において、執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入の目的等

本制度は、当社の執行役員を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象執行役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

#### 2. 本制度の概要

対象執行役員は、当社の取締役会決議に基づき、本制度に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象執行役員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。なお、対象執行役員に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の支給金額及び各対象執行役員への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を踏まえて、取締役会において決定いたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上